

育児・介護雇用安定等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）支給要領

1 趣旨・目的

労働者が充実した職業生活と家庭生活を営むことのできる環境づくりを進めることが重要な課題となっている中で、子を養育する労働者の雇用の継続を図るための措置として、事業所内保育施設は、非常に有効なものである。

このため、労働者の仕事と育児を両立させるための環境整備に取り組む事業主等であって、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築又は建替え、保育遊具の購入を行った事業主等に対して、事業所内保育施設設置・運営等助成金を支給することにより、その設置促進及び運営の安定化を図るとともに、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促し、労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

2 支給対象となる事業主等

助成金の対象となるのは、雇用保険の適用事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）であること。

また、複数の事業主が共同して事業所内保育施設の設置等を行う場合も、共同事業主として支給の対象となるものとする。

(1) 共同事業主とは、次のいずれにも該当する複数の事業主をいう。

(ア) 共同するすべての事業主の合意に基づく協定書等を締結していること。

(イ) 上記(ア)の協定書等は、設置主体（所有者）、共同事業主名、設置場所、建物の構造設備、運営に要するすべての経費の負担に関する事項、施設の運営管理に関する事項及びその雇用する労働者の利用に関する事項、有効期間、協定年月日等を掲げたものであること。

(ウ) 上記(ア)の協定書等は、すべての共同事業主の代表者が記名、押印したものであること。

(2) 事業主団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

(ア) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業組合

(イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第8号の商工組合

(ウ) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合

(エ) 商工会議所法（昭和28年法律143号）に基づく商工会議所

(オ) 商工会の組織等に関する法律（昭和35年法律89号）に基づく商工会

(カ) 特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づくもの）

(キ) 上記(ア)から(カ)までの団体以外の例えば工業団地、卸売団地等の事業主の団体であって、次の要件を満たすもの。

a 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること。

b 代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。例えば、事務局長を選任しているなど事務を行うに必要な体制が確立されていること。

(3) 中小企業事業主とは、雇用保険法施行規則第102条の3第1項第1号に規定するところにより、その資本の額又は出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、2か月を超える雇用期間の定めのある者及び雇用

期間の定めのない者を含む。)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者をいう。以下同じ。)の数が企業全体で300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主をいう。

なお、「中小企業事業主」の判定は、支給申請日の属する月の初日における資本の額若しくは出資の総額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により、下表の主たる事業の対象範囲に基づき行うものであること。ただし、個人、特殊法人のうち資本金を有しないもの、公益法人等(医療法人、学校法人、宗教法人、労働組合、協同組合等)にあつては、常時雇用する労働者の数により判定するものであること。

この場合において、「資本の額又は出資の総額」とは、いわゆる払込み済の資本の額又は出資の総額をいうものであること。

また、事業主団体についてはすべて中小企業事業主以外に該当するものとし、共同事業主については構成事業主ごとに「中小企業事業主」の判定を行うものとする。

日本標準産業分類による業種区分表

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類52 (飲食料品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)	サービス業	大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、 小分類791 (旅行業)は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (繊維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食良品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)		
製造業 その他	上記以外のすべて		

※1 中小企業基本法第2条第1項の規定(第12回改訂、平成20年4月1日施行)

2-2 支給対象事業主等の要件

助成金は以下の(1)～(3)のすべてを満たす事業主等に支給するものとする。

(1) 次のア～エの各号のいずれかに該当する事業主等であること。

ア 設置費の対象となるのは、以下の各号をすべて満たす事業主等であること。ただし、設置費については1事業主等1施設に限り支給する。

(ア)

事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始(最初の利用者の保育を開始する日)をい

う。以下同じ。)することについて、「事業所内保育施設設置・運営計画」(以下「設置・運営計画」という。)を作成し、6の(1)に示すところに従って、当該申請に係る事業所内保育施設を所管する事業所の所在地を管轄する労働局長(以下「労働局長」という。)の認定を受けていること。

- (イ) 設置・運営計画に基づき、当該計画の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、事業所内保育施設を設置し、かつ、運営を開始したこと。
- (ウ) 過去に国、財団法人21世紀職業財団、財団法人こども未来財団(以下「国等」という。)から事業所内保育施設の設置に係る費用の支給を受けていないこと。

イ 運営費の対象となるのは、以下の各号のいずれかを満たす事業主等であること。ただし、運営費については1事業主等1施設に限り支給する。

- (ア) 上記アにより、設置・運営計画に基づき事業所内保育施設を設置し、運営を開始したこと。
- (イ) 事業所内保育施設を運営することについて、「事業所内保育施設運営計画」(以下「運営計画」という。)を作成し、6の(2)に示すところに従って、労働局長の認定を受け、当該運営計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として6か月以内に事業所内保育施設の運営を開始したこと。
- (ウ) 事業所内保育施設の運営を開始してから1年を経過する日までの期間(事業所内保育施設の運営開始予定日の2か月前の日の翌日から当該予定日の前日までの期間を含む。)に、運営計画を作成し、6の(2)に示すところに従って、労働局長の認定を受けていること(以下「事後認定事業主等」という。)
- (エ) 過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間(5年間)を経過した事業主又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。
- (オ) 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間(5年間)を経過していない事業主等であって、引き続き保育施設の運営を行っているものであること。

ウ 増築費の対象となるのは、次のいずれかに該当する事業主等であること。ただし、増築費については1事業主等1施設に限り支給する。

なお、増築費の対象となる増築・改築(以下「増築」という。)又は建替え後の運営費の助成は行わない。ただし、現に運営費の助成を受けている場合又は受けていた場合において10年間支給対象となることを妨げない。

- (ア) 既存の事業所内保育施設の増築又は建替えを行った事業主等で、以下の各号のいずれかを満たすものであること。両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費又は事業所内保育施設設置・運営等助成金の設置費の受給の有無は問わない。ただし、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金(設置費又は増築費)を受給した施設については、運営開始又は運営再開後、5年を経過していること。
 - a 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う増築又は安静室を設ける増築を行う場合は、当該増築を行うことについて、「事業所内保育施設増築計画」(以下「増築計画」という。)を作成し、6の(3)のアに示すところに従って労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に、事業所内保育施設を増築していること。

なお、いずれの増築についても、当該増築に係る施設は、増築前及び増築後のいずれにおいても4の要件を満たしていること。また、定員増を行う増築の場合、定員が5人以上、面積が35m²以上増加していること。安静室を設ける増築の場合は、利用定員2名以上、1人当たり1.98m²以上、面積3.96m²以上の安静室であること。安静室を設ける増築については面積の増加は要件でないこと。

b 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合は、当該建替えを行うことについて、「増築計画」を作成し、6の(3)のイに示すところに従って労働局長の認定を受け、かつ、当該増築計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として1年以内に、事業所内保育施設を建て替えていること。

なお、建替えに係る既存の事業所内保育施設及び建替え後の事業所内保育施設は、いずれも4の要件を満たしており、かつ、建替え後の事業所内保育施設の建築延べ面積が、既存の事業所内保育施設より定員が5人以上、面積が35m²以上増加していること。

(イ) 4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための増築又は建替えを行う事業主等であって、「増築計画」を作成し、6の(3)に示すところに従って、当該申請に係る労働局長の認定を受けていること。

エ 保育遊具等購入費の対象となるのは、事業所内保育施設で用いる保育遊具等を購入した事業主等であって、当該事業所内保育施設の設置・運営計画又は増築計画が認定された日から当該事業所内保育施設の設置費又は増築費の支給申請期間の初日の前日までに保育遊具等を購入し、納品されており、かつ、設置費又は増築費と併せて支給申請を行うものであること。ただし、保育遊具等購入費については1事業主等1施設に限り支給し、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金(保育遊具等購入費)を受給した施設については、当該助成金の受給(支給決定日)から5年を経過していること。

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施している事業主等であること。

(3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に基づく一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ており、かつ当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

3 不支給要件

申請に係る事業主等が、上記2及び2-2にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、不支給とする。

(1) アの期間に、労働関係法令の重大な違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行っていることにより当該事業主等に助成金を支給することが適切でないと認められるイに掲げる場合。

ア(ア) 設置費、増築費及び保育遊具等購入費については、支給申請期間の初日の前日から起算して1年前の日から支給申請日までの期間

(イ) 運営費については、最初の支給申請は運営開始日(事後認定事業主等にあつては運営計画の認定日)の前日から起算して6か月前の日から支給申請日まで、2回目以降の支給申請は支給対象期間の初日から支給申請日までの期間

- イ(ア) 都道府県労働局雇用均等室から勧告を受けた場合
 - イ(イ) 都道府県労働局労働基準部から送検処分された場合
 - イ(ウ) 都道府県労働局職業安定部及び需給調整事業部若しくは運輸局(船員に適用される労働関係法令違反に限る。)の告訴又は告発により送検処分された場合
 - イ(エ) その他(ア)、(イ)又は(ウ)以外の者の告訴又は告発により送検処分されたことが明確な場合
- (2) 申請時点において、育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。
 - (3) 過去2年を超えて労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第19条第1項の一般保険料を納入していない事業主等。
 - (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られた事業主等。

4 支給対象となる事業所内保育施設

助成金の支給の対象となる事業所内保育施設は、次のすべてに適合するものであること。

(1) 施設の規模について

乳幼児の定員(施設要件及び保育士の配置要件から同時に保育することが可能な乳幼児数を上限として設定される人数をいう。以下同じ。)が10人以上であり、1人当たりの面積が原則として7㎡以上であること。

なお、建物が合築等の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができるものであること(共用部分の床面積に保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。)

(2) 構造設備について

ア 満2歳未満の子を保育する乳児室及び満2歳以上の子を保育する保育室(以下「保育室等」という。)のほか、調理室及び便所があること。

イ 乳児室の面積は、1人当たり1.65㎡以上、保育室の面積は、1人当たり1.98㎡以上であること。

ウ 乳児室は、保育室と区画されていること。

エ 保育室等は、採光及び換気が確保されていること。

オ 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室等及び調理室と区画されていること。

また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

カ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。非常口は、通常の出入口の他に設置されていること。

キ 保育室等を2階以上に設ける建物は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられる等、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)等の要件に適合すること。

(ア) 保育室等を2階に設ける建物

a 耐火建築物又は準耐火建築物であること。ただし、防火地域において100㎡を超える場合は、耐火建築物であること。

b 常用として、屋内階段又は屋外階段のいずれか1以上の階段のほか、避難用として、次の施設又は設備が1以上設けられていること。

(a) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)

(b) 待避上有効なバルコニー

- (c) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
- (d) 屋外階段
- c 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (イ) 保育室等を3階に設ける建物
 - a 耐火建築物であること。
 - b 常用として、屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造）又は屋外階段のいずれか1以上の階段のほか、避難用として以下の施設又は設備が1以上設けられていること。
 - (a) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
 - (b) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
 - (c) 屋外階段
 - c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - d 保育所の調理室（以下の(a)又は(b)のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備のダクトが床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (b) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - e 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料により仕上げられていること。
 - f 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 - h 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防火処理が施されていること。
- (ロ) 保育室等を4階以上に設ける建物
 - a 耐火建築物であること。
 - b 常用として屋内階段（建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造）又は屋外階段（建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造）のほか、避難用として屋外階段（同法施行令第123条第2項各号に規定する構造）が、設けられているものであること。
 - c bに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - d 保育所の調理室（(a)又は(b)のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備のダクトが床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (a) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (b) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - e 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料により仕上げられていること。
 - f 保育室等乳児又は幼児が出入りし、若しくは通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 - h 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防火処理が施されていること。
- ク 安静室を設ける場合は、保育室等と区画され、乳幼児の静養及び隔離機能が確保される部屋であって、以下の要件を満たすものであること。体調不調児とは、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や、発熱等の突発的な体調不調が生じた乳幼児をいうものであること。したがって、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではないこと。
- (7) 体調不調児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上であること。
- (4) 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

(3) 運営について

ア 保育士の配置について

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人以上配置されていること。保育士とは、専任の保育士（保育を行う時間において、専ら保育に係る業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む。）をいう。以下同じ。）をいうものであり、その配置数は、現に入所している乳幼児の数（以下「現員」という。）に応じ、年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入した数を満たすことが必要であること。

イ 医療機関との協力体制について

当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていること。

ウ 看護師の配置について

体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室には必ず看護師1人が、配置されていること。看護師については、専任の看護師をいうものであること。

(4) 施設の設置場所について

下記のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。

- ア 事業所の敷地内
- イ 事業所の近接地
- ウ 労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所）
- エ 労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）

(5) 利用条件等について

ア 事業所内保育施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあつては、団体を構成する事業主が雇用する労働者。以下同じ。）又はその雇用する労働者以外の雇用保険の被保険者である労働者とする。ただし、定員の半数以下に限り、その雇用する労働者

又は雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者を認めることは、差し支えないこととする（その雇用する労働者が1名以上いない月の運営費は支給しない。）。

イ 雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと。

ウ 0歳から小学校就学の始期に達するまで（6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。以下同じ。）の子の全部又は一部について利用できるものであること。

エ 保育時間は、当該事業所内保育施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること。

オ 利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと。

5 支給額

支給額は、以下のとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 設置費

事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用の2分の1（中小企業事業主にあつては、3分の2）

ただし、2,300万円を限度とし、1事業主等1施設に限り支給する。

(2) 運営費

ア 次のいずれかによる。ただし、1事業主等1施設に限り支給する。

(ア) 新たに事業所内保育施設の運営を開始した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用（事後認定事業主等にあつては、事業所内保育施設の運営を開始した日から運営計画の認定を受けた日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用を除く。以下同じ。）の合計額に対して、1年目から5年目まで2分の1、6年目から10年目まで3分の1。（中小企業事業主にあつては1年目から5年目まで3分の2、6年目から10年目まで3分の1。）

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

(イ) 過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間（5年間）を経過した事業主又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用の合計額の3分の1

支給対象期間は、連続する5年間を限度とする。ただし、当該施設について平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合は、両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）の受給期間と合わせて5年間を限度とする。

(ウ) 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったものについて、平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していない事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用の合計額に対して、1年目から5年目まで2分の1、6年目から10年目まで3分の1（中小企業事業主にあつては1年目から5年目まで

3分の2、6年目から10年目まで3分の1。)

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とする。

イ 1年間の支給限度額は、施設の現員に対応する区分、運営形態に応じ、表1及び表2に掲げるとおりとする(支給対象期間の途中から運営を開始した場合には、運営を開始した日以降の月数に対応する額(小数点以下切捨てとする。ただし、1月未満の端日数がある場合には日割額(月割額に端日数を乗じて当該月の日数で除した額(小数点以下切捨てとする。))を加えた額とする。))とし、共同事業主の構成事業主の1年間の支給限度額は一つの共同事業主を1事業主とみなして現員に対応する区分、運営形態に応じ、表1及び表2に掲げる額に構成事業主ごとの負担割合を乗じた額とする。以下同じ。)

なお、現員が定員を超える場合は、現員を定員に読み替えて、定員に対応する区分を適用するものとする。

ウ 現員は、支給対象期間の1日平均保育乳幼児数(一時保育を含む。)又は定員のいずれか少ない方の数とすること。

エ 支給対象期間のうち、2年日以降に1年間に3か月を超えて運営の休止期間がある場合は、当該休止した全期間を除いた期間を支給対象期間とすること。(休止により、支給対象期間が延長されるものではないこと。)

オ 「時間延長型運営」又は「深夜延長型運営」を行う場合の延長時間は、計画の認定を受けたそれぞれの延長時間について、各月1回以上、年12回以上(支給対象期間の途中から運営を開始した場合は、支給対象月数以上)の実績が必要であること。

カ 上記オについて運営実績が認められない場合は、支給対象期間のうち、当該運営実績のある各月における最長の延長時間数(計画の認定を受けた延長時間数を超える場合は、認定を受けた時間数とする。)をそれぞれ加えて、支給対象期間の月数で除して、得られた数を助成対象の延長時間数とすること。ただし、この場合の計算は、小数点以下第1位を四捨五入するものとし、2時間未満は切り捨てるものとする。

キ 「時間延長型運営」、「深夜延長型運営」又は「体調不調児対応型運営」について、年の途中から運営開始した場合に、1年間の支給限度額として通常型運営の場合の限度額に加える額は、当該運営を開始した日から算定するものとする。

ク 4(3)アの保育士の配置要件を満たしていない運営の形態がある場合には、当該運営の形態の当該月に係る運営費は支給しないものとする。

表1

1年目から5年目までにおける支給限度額

運営の形態	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不調児対応型運営
現員(注)	(1日の運営時間が11時間に満たないもの。以下同じ。)	(1日の運営時間が11時間以上であるもの。以下同じ。)	(時間延長型運営において、延長される時間に午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に運営される時間があるもの。以下同じ。)	(安静室を設け看護師を置いて運営するもの。以下同じ。)

15人未満	379万2千円	379万2千円に、1日の運営時間数から9時間を減じて得た時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が7時間を超える場合は、7時間。以下「延長時間数」という。）に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜における運営時間数（1時間未満の端数がある場合には四捨五入した時間数とし、その時間数が延長時間数を超える場合は、延長時間数。以下「深夜延長時間数」という。）に4万円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不調児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師の配置にかかる費用165万円を加えた額
15人以上 20人未満	540万円	540万円に、延長時間数に27万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に7万円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	699万6千円	699万6千円に、延長時間数に36万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に9万円を乗じて得た額を加えた額	

(注) 現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

表2

6年目から10年目まで・過去に運営費を受給している場合等の支給限度額

運営の 形態	通常型運営	時間延長型運営	深夜延長型運営	体調不調児対応型
現員(注)				
15人未満	252万8千円	252万8千円に、延長時間数に12万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に2万7千円を乗じて得た額を加えた額	通常型運営、時間延長型運営又は深夜延長型運営に加え体調不調児対応型運営を行う場合は、それぞれの型の額に、看護師の配置にかかる費用110万円を加えた額
15人以上 20人未満	360万円	360万円に、延長時間数に18万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に4万7千円を乗じて得た額を加えた額	
20人以上	466万4千円	466万4千円に、延長時間数に24万円を乗じて得た額を加えた額	時間延長型運営の額に、深夜延長時間数に6万円を乗じて得た額を加えた額	

(注) 現員が定員を超える場合にあっては、定員とする。

(3) 増築費

ア 既存の事業所内保育施設について、1施設につき5人以上の定員増を伴う増築若しくは安静室を設ける増築又は4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための増築を行った事業主に対し、要した費用の2分の1

ただし、1、150万円を限度とする。

イ 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行った事業主に対し建替えに要した費用に建替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合を乗じて得た額の2分の1、又は4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための建替えを行った事業主に対し、要した費用の2分の1

ただし、2、300万円を限度とする。

「建替え後の事業所内保育施設の定員に対する増加した定員の割合」とは、建替え後の事業所内保育施設の定員から既存の事業所内保育施設の定員を引いて得られた定員を、建替え後の事業所内保育施設の定員で除したものをいうこと。

ただし、この場合「建替え後の事業所内保育施設の定員」「既存の事業所内保育施設の定員」は、ともに保育施設の床面積を7㎡で除した数（小数点以下切捨て）とするものであること。

(4) 保育遊具等購入費

施設の保育遊具等（一品の単価が1万円以上の室内遊具、園庭に設置する固定遊具又は備品であって、総額20万円以上のもの）の購入に要した額から、10万円を控除した額。

ただし、1施設につき40万円、5年間に1回の支給を限度とする。

5-2 助成の範囲

(1) 上記5(1)における「事業所内保育施設の建築又は購入に要した費用」には、次のア～カを含むものであること（保育施設部分の費用の算出ができない場合は、総費用に保育施設部分の床面積（玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算（共用部分の床面積に保育施設専有面積と他の目的で使用する施設部分の専有面積の比率を乗じるものとする。）し、室内の規模に加算することができるものとする。）の比率を乗じた額とする。）。

ただし、保育施設と他の目的で使用する施設が合築されている場合は、設置費は、保育施設部分の設置費が支給対象費用となるものであること。

ア 新たに事業所内保育施設を設置した場合は、建築に要した費用

イ 既存の所有の建物を増築し新たに事業所内保育施設を設置した場合は、増築に要した費用（支給対象に係る部分に要した費用に限る。以下同じ。）

ウ 既存の建物を購入して増築した場合又は既存の保育施設を購入して新たに事業所内保育施設を設置した場合については、購入費用及び増築に要した費用の合計額

エ 既存の建物を賃借して、増築し、新たに事業所内保育施設を設置した場合については、増築に要した費用

オ 設計監理料

カ 建築に要した費用及び増築に要した費用には、次の工事費を含む。

工 事 名	工 事 内 容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設備工事に要する費用

冷房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設置工事に要する費用
汚物処理設備工事費	浄化槽（配管を含む。）、その他汚物処理に必要な設備工事に要する費用
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費用
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用及び電気・放送設備に要する費用
消防用設備工事費 （自動火災報知設備工事を含む。）	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く（スプリンクラー、その他消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用を含む。）。
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち、建築主において負担する費用
自動火災報知設備工事費	自動火災報知設備工事に要する費用
排煙設備、非常用照明設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられた設備工事に要する費用
テレビ共聴設備工事費	共聴アンテナ（配線を含む。）の設備工事に要する費用
引湯・給湯工事費	引湯・給湯工事（配管を含む。）に要する費用。ただし、暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設備工事費に含まれる。
外構工事費	門、囲障、構内通路、駐車場、ロータリー、砂場等の外構設置工事に要する費用
その他工事費	その他上記以外に特に必要であるもので、雇用均等・児童家庭局長が必要と認める費用

(2) 上記5(2)における「運営に要した費用」とは、次のもので支給対象期間中に実際に支払った額をいう。

ア 事業所内保育施設に配置された専任の保育士又は看護師(体調不調児対応型運営の場合に限る。)の人件費(給料、諸手当、労働社会保険料等(雇用保険料、社会保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含まない。))

なお、給料には、保育士を保育従事者等研修会に参加させて、代替の保育士を雇い入れた場合の代替の保育士に支払った賃金を含む。

イ 事業所内保育施設が賃貸借施設である場合は、その借料(ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。)

ウ 事業主等が事業所内保育施設の建物を自ら設置又は賃借し、運営を別企業に委託している場合は、その委託料のうち、専任の保育士又は看護師(体調不調児対応型運営の場合に限る。)の人件費及び賃貸借施設の場合はその借料(ただし、敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料を除く。)

(3) 増築費については、設置費に準じるものとする。

(4) 設置費及び増築費については、次の費用を除くものであること。

ア 土地の取得に要した費用

イ 土地及び建物の賃借に要した費用

ウ 整地のための費用

エ 既存の建物の取り壊し(改築の場合は内装部分の取り壊しを含む。)に要した費用

オ 備品費

(5) 上記5(4)の「保育遊具等」については、保育室において使用する積木等遊具、園庭に設置する遊具及び保育活動に必要な備品とし、一品の単価(セット販売を含む。)が1万円以上であること。これには、室内遊具、備品(お散歩カー、ピクニックテーブル、椅子、オルガン等の楽器、ビデオデッキ、ミニシアター等の視聴覚教材、調理用器具等を含む。)及び園庭に設置する固定遊具(ブランコ、シーソー、すべり台等)が含まれること。また、乳幼児の安全に配慮したものであること。

(6) 上記5(1)の設置費及び(3)の増築費の算定に関しては、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て、額を決めるものとする。

6 設置・運営計画等の認定申請

(1) 設置・運営計画の認定申請

設置・運営計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設の設置に着手する原則として2か月前(購入のみ場合は購入の原則として2か月前)までに、「事業所内保育施設計画認定申請書」(保様式第1号)に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

ア 新築、増築又は建替えに共通する書類

(ア) 新築、増築又は建替えにより新設する事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表(建具がある場合は建具表、複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの)

(イ) 当該事業所内保育施設の利用条件(保育料、保育時間、利用者の範囲等)を明らかにする書類(写)

(ウ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））

なお、認定申請書の提出期限までに確認済証の交付が受けられない場合は、確認済証（写）に代えて確認申請書（写）を添付すること。ただし、計画の認定は確認済証（写）の提出後に行うものであるため、事業主等は確認済証が交付され次第、写しを労働局長に提出すること。以下同じ。

イ 増築又は建替えにより事業所内保育施設を新設する場合は、アに加えて増築又は建替えに係る部分の増築又は建替え前の平面図、写真

ウ 建物を賃借する場合は、アに加えて次の書類を添付すること。

(ア) 賃貸借契約書

(イ) 建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）、かつ、増築に関する承諾書（写）

エ 当該事業所内保育施設を借地上に建築する場合は、アに加えて次の書類を添付すること。

(ア) 賃貸借契約書

(イ) 敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）

オ 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、ア(ア)の書類に安静室を含めること。

なお、事業所内保育施設の「付近見取図、配置図、平面図、断面図」は、原則として下表に基づくものとする。以下同じ。

書 類 名	明 示 す べ き 事 項
付近見取図 (縮尺1/200~1/600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺1/200~1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
平面図 (縮尺1/50~1/200)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺1/20~1/200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(注) 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺によることが難しいときは、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。	

(2) 運営計画の認定申請

運営計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設の運営を開始する予定の日の原則として2か月前までに、事業所内保育施設認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。

なお、運営開始後1年未満の事業所内保育施設について、運営計画の認定を受けようとする事業主等（当該事業所内保育施設の運営を開始する予定の日の2か月前までに事業所内保育施設認定申請書を提出しなかった事業主等を含む。）は、事業所内保育施設の運営開始後1年を経過する日の2か月前までに提出するものとする。

ア 申請に係る事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図及び立面図（複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの）

- イ 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写）
- ウ 申請に係る事業所内保育施設が賃借施設である場合は、アに加えて賃貸借契約書（写）
- エ 申請に係る事業所内保育施設が体調不調児対応型運営を行う場合は、アの書類に安静室を含めること。
- オ 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））

（3）増築計画の認定申請

- ア 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う増築若しくは安静室を設ける増築を行う場合又は4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための増築を行う場合
 - 既存の事業所内保育施設の増築を行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、事業所内保育施設の増築に着手する原則として2か月前までに、事業所内保育施設認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。
 - なお、過去に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行ったことのある事業主等で、既に提出している書類については再度の提出を要しないものとする。
 - (ア) 増築する保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は平面図及び断面図は各階のもの。）
 - (イ) 上記(ア)が安静室の増築である場合は、安静室の平面図
 - (ウ) 増築に係る部分の増築前の平面図、写真
 - (エ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写）
 - (オ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））
 - (カ) 建物を賃借する場合は、賃貸借契約書及び建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）、かつ、増築を行う場合は、増築に関する承諾書（写）
 - (キ) 借地上に設置された事業所内保育施設を増築する場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）
- イ 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替えを行う場合又は4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための建替えを行う場合
 - 既存の事業所内保育施設について建替えを行うに当たり、増築計画の認定を受けようとする事業主等は、建替えに着手する原則として2か月前（購入のみの場合は購入の原則として2か月前）までに事業所内保育施設認定申請書に次の書類を添付の上、労働局長に提出するものとする。
 - なお、事業所内保育施設の建替えに伴う、新たな事業所内保育施設の設置の方法は、新築による場合、増築による場合、賃借した建物の増築による場合等を含む。
 - 追って、過去に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行ったことのある事業主等で、既に提出している書類については再度の提出を要しないものとする。
 - (ア) 既存の事業所内保育施設の付近見取図、配置図及び平面図
 - (イ) 建替えに係る新たな事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は、平面図及び断面図は各階のもの。）
 - (ウ) 増築して事業所内保育施設を建替える場合は、増築に係る部分の増築前の平面図、写真

及び増築図面（平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は平面図及び断面図は各階のもの。））

(エ) 当該事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類（写）

(オ) 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（写）（同法の適用を受けない増築の場合は増築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写））

(カ) 建物を賃借し、増築して事業所内保育施設に建替える場合は、賃貸借契約書及び建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）、かつ、増築を行う場合は、増築に関する承諾書（写）

(キ) 事業所内保育施設を借地上に建替える場合は、賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）

(4) 共同事業主等の認定申請

ア 共同事業主が上記（1）、（2）又は（3）の認定申請を行う場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請を行わなければならない。その際、定められた添付書類のほか、以下の書類を添付するものとする。

(ア) 共同事業主構成事業主名簿（保様式第1号別紙）

(イ) 事業主間の協定書等、事業所内保育施設の費用負担や運営管理の内容を確認できる書類（写）

イ 事業主団体が上記（1）、（2）又は（3）の認定申請を行う場合は、定款、寄付行為、又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を添付するものとする。

7 計画の認定

(1) 労働局長は、認定申請がなされた後、速やかにその内容を審査し、適切なものであると認めた場合は認定を行い、適切でないとは認めない場合は不認定とする。

なお、6の（1）及び（3）において、認定申請書の提出期限までに建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付が受けられず、確認申請書（写）の添付によって申請が受理されている場合には、労働局長は、事業主等より後日確認済証（写）が提出されていることを確認した後、計画認定を行うものとする。

(2) 労働局長は、設置・運営計画、運営計画又は増築計画を認定した場合は、「事業所内保育施設設置・運営計画（変更）認定決定通知書」（保様式第2号）、「事業所内保育施設運営計画（変更）認定決定通知書」（保様式第2号）又は「事業所内保育施設増築計画（変更）認定決定通知書」（保様式第2号）により当該事業主等へ通知するものとする。

また、不認定とした場合は、「事業所内保育施設設置・運営計画（変更）不認定決定通知書」（保様式第3号）、「事業所内保育施設運営計画（変更）不認定決定通知書」（保様式第3号）又は「事業所内保育施設増築計画（変更）不認定決定通知書」（保様式第3号）により、当該事業主等へ通知するものとする。

8 計画の変更の申請及び認定

(1) 設置・運営計画、運営計画又は増築計画の認定を受けた事業主等において、当該計画を変更しようとする場合は、「事業所内保育施設計画変更認定申請書」（保様式第1号-2）によりその変更内容を記入して労働局長に提出しなければならない。法人の分割又は合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合及び共同事業主の構成事業主の変更があった場合も同様とする。

(2) 設置・運営計画、運営計画又は増築計画の変更申請及び認定を行う場合は、6及び7を準用

する。

9 支給申請手続

支給申請は、各助成金ごとに定められた申請期間内に、「事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費）支給申請書」（㊦様式第4号）（以下「支給申請書」という。）及び労働協約(写)又は就業規則(写)（当該事業主等において、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を定めていることが確認できる部分。以下同じ。）並びに各助成金ごとに（1）～（4）に定める必要書類を添付し、認定を受けた労働局長に提出して行うものとする。

なお、支給申請を行ったことのある事業主等で、当該申請時に提出した労働協約(写)又は就業規則(写)が法令に則しており、かつその内容に変更がない場合は、提出を必要としないものとする。

（1）設置費

ア 申請期間

- a 運営開始日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。
- b 運営開始日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

イ 添付書類

（f）新築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)（同法の適用を受ける場合のみ。）
- b 建物登記簿謄本
- c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）(写)及び新築に要した総費用の領収書(写)
- d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
- e 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)

（g）既存の所有の建物を増築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）(写)及び増築に要した総費用の領収書(写)
- c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類(写)

（h）購入して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
- c 売買契約書(写)及び購入に要した費用の領収書(写)
- d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る

部分の増築後の写真

- e 既存の建物を購入して、増築を行った場合は、工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
- f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）
- g 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写）

(エ) 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を新設した場合

- a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
- b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
- c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
- d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写）

(2) 運営費

ア 申請期間

毎年1月1日から12月末日までに運営を行った期間に要した費用について、翌年の1月1日から1月末日までに申請するものとする。ただし、運営開始日より運営計画の認定日が後のものについては、初回のみ、運営計画の認定日から12月末日までの期間について申請するものとする。

イ 添付書類

過去に運営費の申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更がない場合においては、下記aの保育士証（写）、d、e及びfの看護師の免許証（写）について、再度の提出を必要としないものとする。

- a 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）（保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳（写）に代えてその委託料のうち保育士の人件費部分を証明する書類）
- b 毎年1月1日から12月末日までのうち支給対象期間に該当する期間について、保育の実施状況を明らかにする書類（乳幼児の保育時間、保育士の配置状況を確認できるもの）
- c 事業所内保育施設が賃借施設である場合は、当該施設の賃借料領収書（写）
- d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類
- e 事業所内保育施設を所管する事業所が医療機関以外である場合は、医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類
- f 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、当該事業所内保育施設に配置される看護師の免許証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）（保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳（写）に代えてその委託料のうち看護師の人件費部分を証明する書類）
- g 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室の利用状況を明らかにする書類
- h 保育士を保育従事者等研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合、代替の保育士に支払った賃金台帳（写）及び保育従事者研修会の開催通知等

(3) 増築費

ア 申請期間

- a 増築部分に係る運営再開日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日までとする。
- b 増築部分に係る運営再開日が7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までとする。

イ 添付書類

- ① 5人以上の増員を伴う増築若しくは安静室を設ける増築又は4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための増築を行い、増築費の助成を受けようとする事業主
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - d 当該事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）
- ② 既存の保育施設について、5人以上の定員増を伴う建替え又は4の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、4の要件を満たす施設にするための建替えを行い、増築費の助成を受けようとする事業主
 - (7) 新築により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 建物登記簿謄本
 - c 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び新築に要した総費用の領収書（写）
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真
 - e 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）
 - (イ) 既存の所有の建物の増築により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 工事請負契約書（工事費内訳書を含む）（写）及び増築に要した総費用の領収書（写）
 - c 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - d 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類（写）
 - (ウ) 購入により事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（写）（同法の適用を受ける場合のみ）
 - b 所有権移転登記後の建物登記簿謄本
 - c 売買契約書（写）及び購入に要した費用の領収書（写）
 - d 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - e 既存の建物を購入して、増築を行った場合、工事請負契約書（工事費内訳書を含

- む) (写) 及び増築に要した総費用の領収書 (写)
- f 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書 (土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ)
- g 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類 (写)
- (エ) 既存の建物を賃借し、増築して事業所内保育施設を建て替えた場合
 - a 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証 (写) (同法の適用を受ける場合のみ)
 - b 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築に係る部分の増築後の写真
 - c 工事請負契約書 (工事費内訳書を含む) (写) 及び増築に要した総費用の領収書 (写)
 - d 当該事業所内保育施設の建替え後の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が再開されたことを明らかにする書類 (写)

(4) 保育遊具等購入費

保育遊具等購入費の助成を受けようとする事業主は、次のアの申請期間に、事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書を労働局長に提出するものとする。

なお、事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書には、下記のイの書類を添付するものとする。

ア 申請期間

設置費又は増築費の申請と同時期に申請するものとする。

イ 添付書類

- a 保育遊具等購入品目の納品書 (写)
- b 保育遊具等購入品目の領収書 (写)
- c 保育遊具等購入品目の写真

(5) 共同事業主の支給申請

共同事業主が、本助成金の支給申請を行う場合は、そのすべての事業主が支給申請を行わなければならない。

ただし、記載事項を明らかにする添付書類については、その共同する事業主のいずれか一つの事業主が添付していれば、他の共同事業主の添付は不要とする。

また、すでに当該申請を行ったことのある共同事業主で、協定書等の内容に変更がなく、自社負担額のない事業主は、支給申請を行う必要はない。

(6) 提出期限の特例

天災その他申請しなかったことについて、やむを得ない理由がある事業主等は、その理由のやんだ後7日以内にその理由を記した書面を添えて各種類の支給申請書を提出するものとする。

(7) 支給申請書の受理

労働局長は、事業主等から提出された支給申請書及びその添付書類 (以下「支給申請書等」という。) に不備がないかを点検し、適正なものである場合には、これを受理するものとする。

10 支給決定

(1) 支給の決定

労働局長は、支給申請書等により受給資格の有無及び支給要件を満たしているか等を審査し、

事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給又は不支給の決定を行うものとする。なお、必要に応じて実地調査又は事情聴取等を行うこととする。

ただし、全国の申請状況から予算額が不足することが見込まれる場合は、支給件数及び支給額について全国の調整を行い、予算額の範囲内において支給決定するものとする。

(2) 支給決定等の通知

労働局長は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給の決定をした場合は、「事業所内保育施設設置・運営等助成金支給決定通知書」(保様式第5号)により、また、不支給の決定をした場合は、「事業所内保育施設設置・運営等助成金不支給決定通知書」(保様式第6号)により申請事業主等に通知するものとする。

(3) 支給の方法

事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給は、支給申請書に記載された申請事業主等の金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

1.1 助成金に係る不正受給

(1) 労働局長は、偽りその他不正の行為(以下「不正行為」という。)により本来受けることのできない事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主等に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消す決定をした上で下記1.2により返還させるものとする。

(2) 助成金の不正行為とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に触れる行為を含むことはもちろんであるが、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。

支給申請書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合には、これに該当しない。

(3) 不正行為が次のいずれかに該当するものである場合は、不正の行為が特に悪質なものと認められるものとして取り扱う。

ア 架空の労働者を仕立て上げ、事実実態のない事業所においてあたかも就労したように見せかけて虚偽の申請を行った場合

イ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等を二重に作成し、虚偽の申請を行った場合

ウ 組織的・計画的であり、又は繰り返し不正に助成金を受給した場合

エ その他上記に準じる行為が行われた場合

(4) 労働局長は、(3)に該当すると認められる場合には、助成金の不支給を決定した日又は支給決定を取り消す決定をした日以降3年間、事業所内保育施設設置・運営等助成金を支給しない決定を行い、「事業所内保育施設設置・運営等助成金支給停止決定通知書」(保様式第7号)により、当該事業主等に対して通知するものとする。

1.2 返還

労働局長は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給を受けた事業主等が、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合には、各号に掲げる範囲に係る事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給決定を取り消す決定を行い、返還させるものとし、「事業所内保育施設設置・運営等助成金支給決定取消・返還通知書」(保様式第8号)により、当該事業主等に対して、支給

決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

また、(3)、(4)に該当する場合は、各号に記載する範囲で返還させるものとし、「事業所内保育施設設置・運営等助成金返還通知書」(保様式第9号)により返還額を通知するものとする。なお、(4)については財産処分の承認について、国庫納付に関する条件が付されない場合はこの限りでない。

- (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
支給した助成金の全部又は一部
- (2) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額
- (3) 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けた場合
支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部
- (4) 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合
支給した助成金のうち運営費及び保育遊具等購入費を除く額の全部又は一部

1.3 支給制限

国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に対しては、事業所内保育施設設置・運営等助成金は支給しないものとする。

1.4 調整

(1) 設置費

事業所内保育施設設置・運営等助成金(設置費)の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の設置に係る経費に対し、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金、重度障害者等多数雇用モデル企業助成金、病院内保育所施設整備事業の補助金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち先進的事業支援特例交付金(介護関連施設等において当該施設等に雇用される職員等のため認可外保育施設を設置する事業)の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

(2) 運営費

事業所内保育施設設置・運営等助成金(運営費)の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の運営に係る経費に対し、特例子会社等設立促進助成金、「現物サービス拡充のための新たな交付金(子育て支援交付金)」に係る認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金、病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金(運営費)、地域介護・福祉空間整備推進交付金又は託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金(育児・介護費用等補助コース)の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、同一の支給対象期間における当該助成金は支給しないものとする。

(3) 増築費

事業所内保育施設設置・運営等助成金(増築費)の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の増築又は建替えに係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金又は重度障害者等多数雇用モデル企業助成金の支給を受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

(4) 保育遊具等購入費

事業所内保育施設設置・運営等助成金（保育遊具等購入費）の支給を受けることのできる事業主等が、当該事業所内保育施設の保育遊具等購入に係る経費に対し、雇用保険法施行規則第112条第2項に規定する地域求職者雇用奨励金、同規則第113条に規定する通年雇用奨励金、特例子会社等設立促進助成金、重度障害者等多数雇用モデル企業助成金、地域介護・福祉空間整備推進交付金又は財団法人こども未来財団から保育遊具等の購入費の助成を、過去5年間に受けている場合又は受けようとする場合には、当該助成金は支給しないものとする。

1.5 報告

国は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給に関して必要があると認める場合、事業主等に対し、必要な事項について調査の実施又は報告を求めることができる。

1.6 代理人の取扱い

事業主等は、助成金に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。この場合において、代理人は、計画の認定申請、計画の変更申請又は支給申請等にあたっては、計画認定申請書、計画変更認定申請書又は支給申請書（以下「申請書等」という。）等に記名押印又は自署による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）（事業主の印は不要）を記すものとする。また、申請書等の受理にあたっては、労働局長は正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出を求めることとする。

なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の2又は第1号の3に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請書等の提出を行う場合には、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条から第16条の3までの規定に基づき、申請書等に事業主の記名押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印を行うものとする。

1.7 その他

この要領に定めるもののほか、事業所内保育施設設置・運営等助成金業務の運営に関し、必要な事項は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。ただし、平成21年1月1日から3月31日までに事業所内保育施設の運営を開始し、増築部分に係る運営を再開し、又は保育遊具等購入した事業主については本助成金の対象とする。

2 経過措置

平成21年3月31日以前に財団法人21世紀職業財団地方事務所長が認定決定した事業所内託児施設計画で支給決定又は不支給決定に至っていないものについては、労働局長が認定決定したもののみをみなす。

附 則

1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。ただし、2-2（2）の規定については、平成22年6月30日以後の支給申請から適用する。

2 平成19年3月31日以前に、財団法人21世紀職業財団から複数の事業所内託児施設の運営の計画認定を受けた事業主に対する当該施設に係る運営費については、1事業主1施設の支給にかかわらず支給するものとする。

- 3 平成22年3月31日までに保育遊具等購入計画の認定申請を行った事業主等に対する保育遊具等購入費の計画の認定及び支給については、なお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日までに財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置・運営計画又は運営計画の認定を受け、平成21年3月31日までに支給決定又は不支給決定に至ったもののうち平成21年12月31日までに運営費の支給対象期間（5年間）を経過していないものについては、労働局長が認定決定をしたものをみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までに設置・運営計画の認定申請を行った事業主等に対する設置費の計画の認定及び支給については、なお従前の例による。

㊦様式第1号についての記入上、提出上の注意事項

【記入上の注意】

- 1 申請内容について、今回の申請に該当するところを○で囲んでください。
なお、設置・運営計画又は安静室を設ける増築の場合は、運営形態について今回の申請に該当するところを○で囲んでください。(例 通常の保育施設運営及び体調不調児対応型運営を行う場合は、設置・運営に加えてそれぞれの部分を○で囲みます。)
- 2 申請者が、単独事業主又は共同事業主を構成する事業主の場合は、その事業主の企業名及び代表者職氏名を、事業主団体の場合は、登記簿等に記載している団体名及び代表者職氏名を記入し、押印してください。
申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名・押印等を、下欄に申請に係る事業主の住所、名称及び氏名(事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名。以下同じ。)(押印不要)を記入してください。併せて、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出が必要です。
なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請する場合には、上欄に支給申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名を記名・押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、下欄に社会保険労務士の名称を冠して記名・押印又は署名を行ってください。
- 3 1欄は、該当するところを○で囲んでください。
- 4 2欄「申請者」について
 - (1) 単独事業主又は共同事業主の場合
 - イ 「①常時雇用する労働者の数」は、認定申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。
 - ロ 「②資本の額又は出資の総額」は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
 - ハ 「③主たる事業」は、()内に日本産業標準分類の大分類を記入するとともに、申請事業主の主な事業内容を別表【日本標準産業分類による業種区分表】により選択してください(エ その他の場合は()内に具体的な業種を記入してください。)
 - ニ 「④事業所総数」は、申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
 - (2) 事業主団体の場合
 - イ 「③構成員事業主の主な業種」について、業種が複数ある場合は、いずれか事業主が多い業種を記入してください。
 - ロ 「④雇用保険適用事業所番号」は、事業主団体の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
 - ハ 「⑤労働保険番号」は、事業主団体の労働保険番号を記入してください。
- 5 4欄「保育施設の概要」について
 - (1) 「④乳幼児定員」は、4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分してください。定員増に伴う増築(増築・建替え)計画の申請の場合、()内に既存の保育施設の定員を記入してください。
 - (2) 「⑤職員数」は、常時配置する保育士、看護師等の予定人数を記入してください。
 - (3) 「⑥施設の構造」の「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、金属造、木造、木骨モルタル造等の区分を記入してください。
 - (4) 「⑧施設の延面積」の上段には、この申請に係る計画中の施設の延面積を記入してください。増築(増築・建替え)計画の場合は、()内に既存の保育施設の面積を記入してください。
 - (5) 「⑨保育時間」は、利用規約等で定められた施設の開始及び終了時間(延長保育時間を含む。)を記入し、()内の「ア」に延べ時間数を記入してください。
なお、時間延長型運営計画及び深夜延長型運営計画の認定申請の場合は、「イ」、「ウ」の該当項目を○で囲み、その時間数を()内に記入してください。
 - (6) 「⑩所定労働時間」は、3欄の①に記入した事業所における所定労働時間を記入してください。
 - (7) 「⑫運営開始(再開)予定年月日」は、設置・運営及び運営計画の認定申請である場合は運営開始予定年月日を記入し、増築計画の認定申請である場合は運営再開予定年月日を記入してください。
 - (8) 「⑭施設が賃借の場合」は、計画する保育施設が賃借である場合に記入してください。

6 5欄「設置・増築工事等の概要」について

- (1) 設置・運営計画及び増築計画の認定申請を行う場合は、該当するすべての欄に記入してください。
- (2) 設置・運営計画又は増築計画の認定申請の場合、「①予算額」欄の「設置の場合」又は「増築・建替えの場合」の該当する「種類」を○で囲んでください。

なお、共同事業主にあつては()内に自社負担額を記入してください。

- (3) ④のイの「施設の建築面積」は、当該保育施設の建築面積を記入してください。

7 7欄は、単独事業主又は共同事業主の場合は申請事業主について、事業主団体の場合は2欄(2)に記載した事業主団体について、次の内容を参考に記入してください。

- (1) 「労働保険料」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第19条第1項第1号に定める一般保険料をいいます。
- (2) 「雇用保険二事業に係る各種給付金等」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金等をいいます。

8 ※欄は記入しないでください

【提出上の注意】

- 1 この申請書(2枚複写)は、事業所内保育施設の設置・運営計画の認定を受ける場合は設置着手の2か月前(購入のみの場合は購入の2か月前)、運営計画の認定を受ける場合は運営開始の2か月前、また増築計画の認定を受ける場合は増築着手の2か月前(購入のみの場合は購入の2か月前)までに、当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。

なお、申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写)を添付してください。

- 2 共同事業主の場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請書等を一括して提出してください。

- 3 この申請書には、記載事項を明らかにする書類を添付する必要があります。共同事業主の場合も同様です。

【日本標準産業分類による業種区分表】

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類52 (食料品卸売業) 中分類53 (建築材料、飲物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)	サービス業	大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食良品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)		大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791 (旅行業)は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他	上記以外のすべて		

※1 中小企業基本法第2条第1項の規定(第12回改訂、平成20年4月1日施行)

※2 大分類の記入に当たっては、卸売業「I1」、小売業「I2」、サービス業の医療「P1」、福祉「P2」としてしてください。

事業所内保育施設計画認定申請書

事業所内保育施設について〔設置・運営(通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不調児対応型運営)・増築(増築・建替え)〕計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日
労働局長 殿

住所 〒
申請事業主 名称
又は 氏名 印
代理人

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名(押印不要)を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。
住所 〒
申請事業主 名称
又は 社会保険労務士(提出代行者・事務代理者) 氏名 印

1 申請者の区分		単独事業主		事業主団体		共同事業主		
2 申請者	(1) 単独事業主又は共同事業主の場合	① 常時雇用する労働者の数	③ 主たる事業(大分類)			④ 事業所総数		
		人	ア 小売業・飲食店 イ サービス業 ウ 卸売業 エ その他()			⑤ 他の都道府県に所在する事業所数		
	(2) 事業主団体の場合	① 構成員事業所数			② 事業所内保育施設利用事業所数			
		③ 構成員事業主の主な業種			④ 雇用保険適用事業所番号			
3 単独事業主又は共同事業主の場合、申請事業主の事業所のうち当該保育施設を所管する事業所		① 名称		② 所在地		③ 常時雇用する労働者の数		
		(Tel)				人		
		④ 雇用保険適用事業所番号		⑤ 労働保険番号				
計画内容概要	① 名称		② 所在地					
	③ 施設を利用できる子の年齢		(~ 歳)					
	④ 乳幼児定員		計	ア 0歳児	イ 1歳児	ウ 2歳児	エ 3歳児	オ 4歳以上児
	(定員増に伴う増築又は建替えの場合、既存の保育施設の定員)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	⑤ 職員数	専任の保育士	専任の看護師		その他の職員			
			人	人		人		
	⑥ 施設の構造		耐火 ・ 準耐火 ・ その他		主要な部分の構造			
	⑦ 棟数及び階数		棟		階建 階			
	⑧ 施設の延面積 (定員増若しくは安静室の増築又は建替えの場合、既存の保育施設の面積)		内 訳					
	m ²		保育室	乳児室	調理室	便所	安静(医務)室	その他
(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
⑨ 保育時間		時 分 ~ 時 分 (ア 時間)			⑩ 保育料の徴収予定月(日)額			
イ アが11時間以上あり (ア-9時間= 時間)					円			
ウ アに深夜時間(午後10時~午前5時)あり(午後10時以後の時間数 時間)								
⑪ 所定労働時間		時 分 ~ 時 分		⑫ 運営開始(再開)予定年月日				
				平成 年 月 日				
⑬ 運営開始から5年間の施設の利用者見込み数(うち他事業所の労働者の乳幼児数)		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次		
		人	人	人	人	人		
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
⑭ 施設が賃借の場合		ア 賃借の相手方名						
		イ 賃借期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		ウ 賃借料	円/月	

計画 画 の 内 容	5 設置・増築工事等の概要	① 予算額	設置の場合		増築・建替えの場合		②予定工事期間			
			種類	新築・増築・改築・購入	種類	増築・改築・建替え	着工			
	総額	円	総額	円	平成	年	月	日		
	〔共同事業主の場合、自社負担額〕		〔共同事業主の場合、自社負担額〕		完成		平成	年	月	日
	③施設の購入	ア 購入の相手方名			イ 購入(予定)日		平成	年	月	日
	④施設の敷地の状況等	ア 面積(事業所と区分できない場合は利用できる面積)						m ²		
イ 施設の建築面積						m ²				
ウ 所有地・借地別 所有地 ・ 借地(所有者名) ・ 買収予定地										
⑤建築確認申請	必要あり ・ 必要なし(理由)									

6 同一事由による他の助成金等の受給状況(今回の認定申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。)

区 分	設置費	運営費	増築費	過去5年間における保育遊具等購入費
地域求職者雇用奨励金	有・無	-	有・無	有・無
通年雇用奨励金	有・無	-	有・無	有・無
重度障害者等多数雇用モデル企業助成金	有・無	-	有・無	有・無
特例子会社等設立促進助成金	有・無	有・無	有・無	有・無
認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金	-	有・無	-	-
病院内保育所施設整備事業の補助金	有・無	-	-	-
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	-	有・無	-	-
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有・無	-	-	-
地域介護・福祉空間整備推進交付金	-	有・無	-	有・無
育児・介護費用等補助コース	-	有・無	-	-
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	有・無 助成金等の名称	有・無 助成金等の名称	有・無 助成金等の名称	有・無 助成金等の名称

7 下記項目に関し、申請事業主又は申請事業主団体について該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
(1) 認定申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無	有・無
労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	(有・無)
(2) 認定申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有・無

8 記載担当者(当該企業において本申請に係る担当者について記入してください。)

記載担当者	役職	氏名	連絡先電話番号
-------	----	----	---------

※処理欄	受理年月日	平成	年	月	日	受理番号	-			
	審査結果	認定 ・ 不認定				認定番号	-			
	決定年月日	平成	年	月	日	決定通知日	平成	年	月	日
	局長	室長			担当	備考				
	認定決定									

共同事業主構成事業主名簿

	事業主名	住 所	申請に係る事業所内保育施設に対する 出 資 額 比 率			
			設置費 (%)	運営費 (%)	増築費 (%)	保育遊具等 購入費 (%)
1		〒				
2		〒				
3		〒				
4		〒				
5		〒				
6		〒				
7		〒				
8		〒				
9		〒				
10		〒				

㊦様式第1号-2についての記入上、提出上の注意事項

【記入上の注意】

- 1 申請内容について、今回の申請に該当するところを○で囲んでください。
- 2 申請者が、単独事業主又は共同事業主を構成する事業主の場合は、その事業主の企業名及び代表者職氏名を、事業主団体の場合は、登記簿等に記載している団体名及び代表者職氏名を記入し、押印してください。

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名・押印等を、下欄に申請に係る事業主の住所、名称及び氏名(事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名。以下同じ。)(押印不要)を記入してください。併せて、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出が必要です。

なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請する場合には、上欄に支給申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名を記名・押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、下欄に社会保険労務士の名称を冠して記名・押印又は署名を行ってください。
- 3 既に提出を行った又は認定を受けた設置・運営計画、運営計画又は増築(増築・建替え)計画内容のうち変更を必要とする項目について、当該欄に変更前及び変更後の内容を記入してください。
- 4 1欄は、該当するところを○で囲んでください。
- 5 2欄「申請者」について
 - (1) 単独事業主又は共同事業主の場合
 - イ「①常時雇用する労働者の数」は、認定申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。
 - ロ「②資本の額又は出資の総額」は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
 - ハ「③主たる事業」は、()内に日本産業標準分類の大分類を記入するとともに、申請事業主の主な事業内容を別表【日本標準産業分類による業種区分表】により選択してください(エ その他の場合は()内に具体的な業種を記入してください。)
 - ニ「④事業所総数」は、申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
 - (2) 事業主団体の場合
 - イ「③構成員事業主の主な業種」について、業種が複数ある場合は、いずれか事業主が多い業種を記入してください。
 - ロ「④雇用保険適用事業所番号」は、事業主団体の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
 - ハ「⑤労働保険番号」は、事業主団体の労働保険番号を記入してください。
- 6 4欄「保育施設の概要」について
 - (1) 既に認定を受けた設置・運営計画又は運営計画について、当該計画変更認定申請によって、時間延長型運営、深夜延長型運営又は体調不調児対応型運営を行おうとする事業主等は「4 保育施設の概要」欄の⑤⑧⑨及び⑩欄は必ず記入してください。
 - (2) 「④乳幼児定員」は、4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分してください。
 - (3) 「⑥施設の構造」の「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、金属造、木造、木骨モルタル造等の区分を記入してください。
 - (4) 「⑧施設の延面積」は、この変更認定申請に係る計画中の施設について記入してください。
 - (5) 「⑨保育時間」は、利用規約等で定められた施設の開始及び終了時間(延長保育時間を含む。)を記入し、()内の「ア」に延べ時間数を記入してください。

なお、時間延長型運営計画又は深夜延長型運営計画の変更認定申請の場合は、「イ」、「ウ」の該当項目を○で囲み、その時間数を()内に記入してください。
- 7 5欄「設置・増築(増築・建替え)工事等の概要」について

設置・運営計画又は増築計画変更認定申請の場合、「①予算額」欄の「設置の場合」又は「増築・建替えの場合」の該当する「種類」を○で囲んでください。

なお、共同事業主にあつては()内に自社負担額を記入してください。

8 ※欄は記入しないでください

【提出上の注意】

1 この申請書(2枚複写)は、事業所内保育施設の設置計画の変更認定を受ける場合は、変更に伴う設置着手の2か月前、運営計画の変更認定を受ける場合は、変更に伴う運営開始の2か月前、又は増築計画の変更認定を受ける場合は、変更に伴う増築着手の2か月前までに当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。

なお、申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写)を添付してください。

2 共同事業主の場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請書等を一括して提出してください。

3 この申請書には、記載事項を明らかにする書類を添付する必要があります。共同事業主の場合も同様です。

【日本標準産業分類による業種区分表】

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)	サービス業	大分類 G (情報通信業) のうち 中分類 3 8 (放送業) 中分類 3 9 (情報サービス業) 小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業) 小分類 4 1 2 (音声情報制作業) 小分類 4 1 5 (広告制作業) 小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食良品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)		大分類 K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業) 中分類 7 0 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 5 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 7 9 1 (旅行業) は除く 大分類 O (教育、学習支援業) 大分類 P (医療、福祉) 大分類 Q (複合サービス事業) 大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他	上記以外のすべて		

※ 1 中小企業基本法第 2 条第 1 項の規定 (第 1 2 回改訂、平成 2 0 年 4 月 1 日施行)

※ 2 大分類の記入に当たっては、卸売業「11」、小売業「12」、サービス業の医療「P1」、福祉「P2」としてしてください。

事業所内保育施設計画変更認定申請書

既に計画の認定を受けた事業所内保育施設について〔設置・運営(通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不調児対応型運営)・増築(増築・建替え)〕計画の変更認定を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

申請事業主 住所 〒
又は
代理人 名称

〇〇労働局長 殿

氏名 印

申請事業主 住所 〒
又は
社会保険労務士 名称
(提出代行者・
事務代理人) 氏名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名(押印不要)を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

最初の認定番号		—		最初の認定年月日		平成 年 月 日	
1 申請者の区分		単独事業主		事業主団体		共同事業主	
2 申 請 者	(1) 単独事業主 又は共同事業主 の場合	①常時雇用する労働者の数		③主たる事業(大分類)		④事業所総数	
		人		ア 小売業・飲食店 イ サービス業		か所	
	②資本の額又は出資の総額		ウ 卸売業		⑤他の都道府県に所在する		
	円		エ その他 ()		事業所数		か所
(2) 事業主団体の 場合	①構成員事業所数		所		②事業所内保育施設利用事業所数		所
	③構成員事業主の主な業種						
	④雇用保険適用事業所番号				⑤労働保険番号		
3 単独事業主又は共同 事業主の場合、申請事 業主の事業所のうち当 該保育施設を所管する 事業所	①名称		②所在地 〒		(TEL)		③常時雇用する労働者の数
							人
	④雇用保険適用事業所番号				⑤労働保険番号		
人 計 画 保 育 の 施 設 変 更 の 内 容 要 点	①名称		②所在地		③施設を利用できる子の年齢		
	変更後		変更後		変更後 (歳)		変更前 (歳)
	変更前		変更前		変更前		変更前
	計		ア 0歳児		イ 1歳児		ウ 2歳児
	人		人		人		エ 3歳児
	人(人)		人(人)		人(人)		オ 4歳以上児
	人(人)		人(人)		人(人)		人(人)
	⑤職員数		専任の保育士		専任の看護師		その他の職員
	変更後		人		人		人
	変更前		人		人		人
	⑥施設の構造		変更後		耐火・準耐火・その他		主要な部分の構造
	変更前		変更前		耐火・準耐火・その他		主要な部分の構造
	⑦棟数及び階数		変更後		棟 階建 階		変更前
	棟 階建 階		棟 階建 階		棟 階建 階		棟 階建 階
⑧施設の延面積		計		保育室		乳児室	
変更後		m ²		m ²		m ²	
変更前		m ²		m ²		m ²	
⑨保育時間		変更後		時 分 ~ 時 分 (ア 時間)		⑩保育料の徴収予定月(日)額	
イ アが11時間以上あり (ア - 9時間 = 時間)		ウ アに深夜時間 (午後10時~午前5時) あり		(午後10時以後の時間数 時間)		変更後	
変更前		時 分 ~ 時 分 (時間)				円	
⑩所定労働時間		変更後		時 分 ~ 時 分		⑪運営開始(再開)	
変更前		時 分 ~ 時 分		予定年月日		変更後	
⑫運営開始から		1年次		2年次		3年次	
5年間の施設の		変更後		人		人	
利用者見込み数		(他事業所の労働者の乳幼児数)		(人)		(人)	
変更前		人		人		人	
(他事業所の労働者の乳幼児数)		(人)		(人)		(人)	
⑬施設が賃借の		ア 賃借の相手方名		変更後			
場合		変更前		変更前			
イ 賃借		変更後		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		ウ 賃借料	
期間		変更前		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		変更後	
						円/月	
						円/月	

計画 変更 の 内 容 要	5	①	設置の場合				増築・建替の場合									
			種類	新築・増築・改築・購入			種類	増築・改築・建替え								
	設置 ・ 増 築 の 工 事 等 の 概 要	②	③	④	総額	変更後	円 [共同事業主の場合 自社負担額 円]			変更後	円 [共同事業主の場合 自社負担額 円]					
					変更前	円 [共同事業主の場合 自社負担額 円]			変更前	円 [共同事業主の場合 自社負担額 円]						
		②			変更後	着工	平成	年	月	日	～	完成	平成	年	月	日
					変更前	着工	平成	年	月	日	～	完成	平成	年	月	日
					ア 購入の相手方名	変更後					イ 購入(予定)日	変更後	平成	年	月	日
				変更前						変更前		平成	年	月	日	
					ア 面積 (事業所と区分できない場合は 利用できる面積)	変更後	m ²				イ 施設の建築面積	変更後	m ²			
				変更前		m ²				変更前		m ²				
				ウ 所有地・借地別	変更後	所有地・借地(所有者名)・買取予定地										
					変更前	所有地・借地(所有者名)・買取予定地										

記載担当者	役職	氏名	連絡先電話番号
-------	----	----	---------

※ 処理 欄	受理年月日	平成	年	月	日	受理番号	—			
	審査結果	認定・不認定				認定番号	—			
	決定年月日	平成	年	月	日	決定通知日	平成	年	月	日
	局長	室長				担当	備考			

㊦様式第2号

事業所内保育施設設置・運営計画（変更）

事業所内保育施設運営計画（変更）

事業所内保育施設増築計画（変更）

認定決定通知書

年 月 日

殿

〇〇労働局長 ㊦

平成 年 月 日付けで認定申請のあった

事業所内保育施設設置・運営計画（変更）
事業所内保育施設運営計画（変更）
事業所内保育施設増築計画（変更）

に

ついて、認定することを決定したので通知します。

記

認定番号

――

保様式第3号

事業所内保育施設設置・運営計画（変更）

事業所内保育施設運営計画（変更）

事業所内保育施設増築計画（変更）

不認定決定通知書

年 月 日

殿

〇〇労働局長 印

平成 年 月 日付けで認定申請のあった

〔	事業所内保育施設設置・運営計画（変更）	〕
	事業所内保育施設運営計画（変更）	
	事業所内保育施設増築計画（変更）	

に

ついて、下記の理由により不認定とすることに決定したので通知します。

記

理 由

㊤様式第4号についての記入上、提出上の注意事項

【記入上の注意】

- 1 この様式において標題中、今回の申請に該当するところを○で囲んでください。(例 設置費及び運営費の支給申請を行う場合は標題の「設置費」と「運営費」を○で囲んでください。)
- 2 この様式において、運営費の申請を行う場合は、該当する運営形態を○で囲んでください。
- 3 申請者が、単独事業主又は共同事業主を構成する事業主の場合は、その事業主の企業名及び代表者職氏名を、事業主団体の場合は、登記簿等に記載している団体名及び代表者職氏名を記入し、押印してください。
申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名・押印等を、下欄に申請に係る事業主の住所、名称及び氏名(事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名。以下同じ。)(押印不要)を記入してください。併せて、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出が必要です。
なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請する場合には、上欄に支給申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名を記名・押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、下欄に社会保険労務士の名称を冠して記名・押印又は署名を行ってください。
- 4 認定番号及び認定年月日は、初回の計画認定後計画の変更認定を受けている場合は、初回の認定番号及び認定年月日に加え、直近の変更認定番号及び変更認定年月日を記入してください。
- 5 申請者の(1)欄については、事業主全体について記入してください。
 - (1)①欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。
 - (2)②欄は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
 - (3)③欄は、()内に日本産業標準分類の大分類を記入するとともに、申請事業主の主な事業内容を別表【日本標準産業分類による業種区分表】により選択してください(エ その他の場合は()内に具体的な業種を記入してください。)
 - (4)④欄は、申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
- 6 2欄「保育施設の概要」について
 - (1)「③乳幼児定員」は、認定を受けた計画の定員を記入し、「④現在の乳幼児数」は、支給対象期間における1日平均保育乳幼児数を記入してください。定員増に伴う増築費の申請の場合は、()内に既存の保育施設の定員を記入してください。
 - (2)「⑤職員数」は、常時配置している職員数を記入してください。
 - (3)「⑤職員数」の「看護師」は、体調不調児対応型運営に伴う運営費を申請する場合に記入してください。また、「その他の職員」は、調理師、栄養士、事務員等を指します。
 - (4)「⑥施設の構造」の「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、金属造、木造、木骨モルタル造等の区分を記入してください。
 - (5)「⑧施設の延面積」の上段には、運営開始された施設の延面積を記入してください。定員増若しくは安静室増築又は建替えに伴う増築費申請の場合は、()内に既存の保育施設の面積を記入してください。
 - (6)「⑨保育時間」は、利用規約等で定められた施設の開始及び終了時間(延長保育時間を含む。)を記入し、()内の「ア」に延べ時間数を記入してください。
なお、運営費が時間延長型運営及び深夜延長型運営の支給申請の場合は、「イ」、「ウ」の該当項目を○で囲み、その時間数を()内に記入してください。
 - (7)「⑩所定労働時間」は、1欄の①に記入した事業所における所定労働時間を記入してください。
- 7 3欄「設置費・増築費」について
 - (1)「①工事等の概要」の「施設の敷地の状況」の「面積」は、当該保育施設の敷地面積を記入してください。
 - (2)「①工事等の概要」の「施設の建築面積」は、当該保育施設の建築面積を記入してください。
- 8 4欄「運営費」について
 - (1)「①支給対象期間」の「ア 運営開始(再開)日」は、当該保育施設において助成金の対象となる運営を開始した日を、「イ 10年を経過する日」は、アから起算して10年を経過する日を記入してください。ただし、過去に、国若しくは財団法人 21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人 21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間(5年間)を経過した事業主等の「イ 10年

を経過する日」は、支給要領5(2)ア(イ)の受給期間が終了する日を記入してください。

(2) 「②今回の支給申請に係る対象期間」は、前年の1月1日から12月31日までの間で、当該保育施設を運営した期間を「ア 通常型運営」、「イ 時間延長型運営」、「ウ 深夜延長型運営」、「エ 体調不調児対応型運営」の種類別に記入してください。

(3) 「③今回の支給申請に係る運営費」は、「ア 通常型運営」、「イ 時間延長型運営」、「ウ 深夜延長型運営」の場合は、専任の保育士の人件費及び賃借料の各欄に負担額を記入し、「エ 体調不調児対応型運営」の場合は、「専任の看護師の人件費」欄にも負担額を記入してください。共同事業主の場合は各欄の上段に全体の金額を、()内に申請者の負担額をそれぞれ記入してください。

9 ※欄は記入しないでください

【提出上の注意】

1 この申請書(3枚複写)は、事業所内保育施設の設置費(増築費)について申請する場合は、設置・運営計画(増築計画)の認定を受けた日の翌日から起算して1年以内に当該保育施設を設置(増築又は建替え)し、かつ、運営を開始(再開)し、運営開始(再開)日が、①1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日まで、②7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までに、当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。

運営費について申請する場合は、設置・運営計画の認定を受けた日の翌日から起算して1年以内又は運営計画の認定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に当該保育施設の運営を開始し、毎年1月1日から12月末日までのうちの支給対象期間について、翌年の1月1日から1月末日までに当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。

なお、申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写)を添付してください。

2 共同事業主の場合は、その共同する事業主各々が作成した申請書等を一括して提出してください。

3 この申請書には、記載事項を明らかにする書類を添付する必要があります。

共同事業主の場合は、その共同する事業主のうちいずれか1事業主が添付書類を添付していれば、他の共同する事業主は添付する必要はありません。

ただし、「育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を規定した労働協約(写)又は就業規則(写)」は、その共同する事業主各々が提出する必要があります。

なお、既に当該申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更のない場合においては、「労働協約(写)又は就業規則(写)」について再度の提出は必要ありません。

【日本標準産業分類による業種区分表】

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類52 (飲食品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)		大分類G (情報通信業)のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち 中分類56 (各種商品小売業) 中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58 (飲食良品小売業) 中分類59 (機械器具小売業) 中分類60 (その他の小売業) 中分類61 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76 (飲食店) 中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)	サービス業	大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693 (駐車場業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75 (宿泊業) 大分類N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791 (旅行業)は除く 大分類O (教育、学習支援業) 大分類P (医療、福祉) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類R (サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他	上記以外のすべて		

※1 中小企業基本法第2条第1項の規定(第12回改訂、平成20年4月1日施行)

※2 大分類の記入に当たっては、卸売業「I1」、小売業「I2」、サービス業の医療「P1」、福祉「P2」としてください。

〔事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費）〕支給申請書

事業所内保育施設設置・運営等助成金について〔設置費・運営費（通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不調児対応型運営）・増築費（増築・建替え）・保育遊具等購入費〕の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

申請事業主 住所 〒

又は 代理人 名称

氏名

印

〇〇労働局長 殿

申請事業主 住所 〒

又は 代理人 名称

氏名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印不要）を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をしてください。

認定番号		-		認定年月日		平成 年 月 日		平成 年 月 日			
申請者	区分	単独事業主		事業主団体		共同事業主					
	(1)単独事業主又は共同事業主の場合	①常時雇用する労働者の数	人	③主たる事業（大分類）		ア 小売業・飲食店		イ サービス業		④事業所総数	か所
		②資本の額又は出資の総額	円	フ 卸売業		エ その他（ ）		⑤他の都道府県に所在する事業所数		か所	
	(2)事業主団体の場合	①構成員事業所数		②事業所内保育施設利用事業所数							
③構成員事業主の主な業種											
④雇用保険適用事業所番号					⑤労働保険番号						
1 保育施設を所管する事業所	①名称		②所在地 〒 (TEL)								
	③雇用保険適用事業所番号					④労働保険番号					
	①名称		②所在地 〒								
2 保育施設の概要	③乳幼児定員		計	ア 0歳児	イ 1歳児	ウ 2歳児	エ 3歳児	オ 4歳以上児			
	(定員増に伴う増築費（増築又は建替え）の場合、既存の保育施設の定員)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
	④現在の乳幼児数		計	ア 0歳児	イ 1歳児	ウ 2歳児	エ 3歳児	オ 4歳以上児			
			人	人	人	人	人	人			
	⑤職員数	専任の保育士		人	専任の看護師		人	その他の職員			
	⑥施設の構造		耐火 ・ 準耐火 ・ その他		⑦主要な部分の構造						
	⑦棟数及び階数		棟		階建		階				
	⑧施設の延面積		㎡		内 訳						
	(定員増若しくは安静室の増築又は建替えの場合、既存の保育施設の面積)		(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
	⑨保育時間		時 分 ~ 時 分 (ア 時間)		イ アが11時間以上あり(ア - 9時間 = 時間)		ウ アに深夜時間(午後10時~午前5時)あり(午後10時以後の時間数 時間)		⑩保育料 月(日)額		
⑪所定労働時間		時 分 ~ 時 分		⑫運営開始(再開)年月日 平成 年 月 日							
3 設置費・増築費	①工事期間		〔着工〕平成 年 月 日 ~〔完成〕平成 年 月 日								
	施設が賃借の場合	賃借の相手方名									
		賃借期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					賃借料			円/月	
	購入の場合		購入の相手方名						購入年月日 平成 年 月 日		
	施設の敷地の状況		面積		㎡	所有地・借地別		所有地 ・ 借地 (所有者名)			
	設置費の場合		面積		㎡	増築費の場合		施設の増築面積			
②工事の総費用 (敷地の取得に要した費用は除く)		円		(共同事業主の場合、自社負担額) 円)							
4 運営費	①支給対象期間		ア 運営開始(再開)日 平成 年 月 日		イ 10年を経過する日 平成 年 月 日						
	② 今回の支給申請に係る対象期間	ア 通常型運営		平成 年 月 日		~ 平成 年 月 日					
		イ 時間延長型運営		平成 年 月 日		~ 平成 年 月 日					
		ウ 深夜延長型運営		平成 年 月 日		~ 平成 年 月 日					
エ 体調不調児対応型運営		平成 年 月 日		~ 平成 年 月 日							
③ 今回の支給申請に係る運営費 (共同事業主の場合、自社負担額)		ア 合計		円	専任の保育士人件費		円	賃借料		円	
		(円)		(円)	(円)		(円)	(円)			
		イ 専任の看護師の人件費		円 (円)							
5 保育遊具等購入費		購入に要した総経費		円							

6 振込先	銀行 信用金庫	フリガナ 支店 □座名義	
	口座の種類 [普通 ・ 当 座]	口座番号 []
7 記載担当者	役職	氏名	連絡先電話番号

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	- -	
設置費	審査結果	支給 ・ 不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -	
	①助成対象設置費額	円	中小企業事業主 ① × 2/3 ② 中小企業事業主 以外の事業主 ① × 1/2	
	③支給限度額	23,000,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額) , 000円	
運営費	審査結果	支給 ・ 不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -	
	施設の規模 (現員又は定員のうちいずれか低い数)	① 15人未満	② 15~20人未満 ③ 20人以上	
	A 通常型運営	①助成対象運営費の額	円 ② (月分) ① × 2/3 (月分) ① × 1/2 (月分) ① × 1/3	
	B 時間延長型・深夜延長型運営 (最長7時間) 延長時間数 時間 × 万円 深夜時間数 時間 × 万円	③今回の支給対象期間の 支給限度額 (A + B)	円 ④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額) , 000円	
	C 体調不調児対応型運営	①助成対象運営費の額	円 ② (月分) ① × 2/3 (月分) ① × 1/2 (月分) ① × 1/3	
		③今回の支給対象期間の 支給限度額 (C)	円 ④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額) , 000円	
	運営費支給決定金額の合計 (④の合計)		, 000円	
	審査結果	支給 ・ 不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -	
	ア 既存施設の 増築 (増 築)	①助成対象増築費額	円 ② ① × 1/2 の額	円
		③支給限度額	11,500,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額) , 000 円
イ 既存保育施 設の建替え (建替え)	①助成対象増築費額	円 ③ ① × ② × 1/2 の額	円	
	②増加した定員の割合	$\frac{\text{建替え後の施設の定員 (人)} - \text{既存の施設の定員 (人)}}{\text{建替え後の施設の定員 (人)}} =$		
	④支給限度額	23,000,000 円	⑤支給決定金額 (③と④のいずれか低い額) , 000 円	
ウ 本助成金の要件を満 たす施設にするため の既存保育施設の建 替え (建替え)	①助成対象増築費額	円 ② ① × 1/2 の額	円	
	③支給限度額	23,000,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額) , 000 円	
保育遊具等購入費	審査結果	支給 ・ 不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -	
	①助成対象購入費額	円 ② ① - 100,000円の額	円	
	③支給限度額	400,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額) , 000 円	
総支給決定金額	(設置費④ + 運営費④ + 増築費アの④又はイの⑤又はウの④ + 保育遊具等購入費④の合計)		, 000 円	

※処理欄 支給決定

決定通知日	平成 年 月 日		
局長	室長	担当	備考

㊦様式第4号続紙についての記入上の注意事項

【記入上の注意】

8欄から11欄は、単独事業主又は共同事業主の場合は1欄に記載した事業所について、事業主団体の場合は当該事業主団体について記入してください。

8欄の①は、平成22年6月30日から施行される改正後の育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、②は、平成22年6月30日から施行される改正後の同法第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を、労働協約又は就業規則に定め、実施しているものをいいます。

9欄は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に基づく一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を都道府県労働局長に届出しており、かつ当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じているかの有無を記入してください。

なお、「無」の場合は支給できません。

11欄は次の内容を参考に記入してください。

- 1 11欄の(1)の「労働保険料」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第19条第1項第1号に定める一般保険料をいいます。
- 2 11欄の(2)の「雇用保険二事業に係る各種給付金等」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金等をいいます。

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書

申請日	平成 年 月 日	名称
		所在地 〒
申請内容	設置 ・ 運営 ・ 増築 ・ 保育遊具等購入費	

8 制度導入の有無

① 育児休業制度	有 ・ 無	② 所定外労働の制限及び 所定労働時間の短縮措置	有 ・ 無
----------	-------	-----------------------------	-------

9 一般事業主行動計画の策定・届出かつ公表・周知の有無

有 ・ 無

10 同一事由による他の助成金等の受給状況（今回支給申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。）

区 分	設置費	運営費	増築費	過去5年間における保育遊具等購入費
地域求職者雇用奨励金	有 ・ 無	—	有 ・ 無	有 ・ 無
通年雇用奨励金	有 ・ 無	—	有 ・ 無	有 ・ 無
重度障害者等多数雇用モデル企業助成金	有 ・ 無	—	有 ・ 無	有 ・ 無
特例子会社等設立促進助成金	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金	—	有 ・ 無	—	—
病院内保育所施設整備事業の補助金	有 ・ 無	—	—	—
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	—	有 ・ 無	—	—
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有 ・ 無	—	—	—
地域介護・福祉空間整備推進交付金	—	有 ・ 無	—	有 ・ 無
育児・介護費用等補助コース	—	有 ・ 無	—	—
事業所内保育施設環境づくり支援事業	—	—	—	有 ・ 無
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	有 ・ 無 [助成金等の名称]	有 ・ 無 [助成金等の名称]	有 ・ 無 [助成金等の名称]	有 ・ 無 [助成金等の名称]

11 下記項目に関し、申請事業主又は事業主団体について、該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
(1) 支給申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無	有 ・ 無
労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	(有 ・ 無)
(2) 支給申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有 ・ 無

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書

申請日	平成 年 月 日	名称
		所在地 〒
申請内容	設置 ・ 運営 ・ 増築 ・ 保育遊具等購入費	

8 制度導入の有無

① 育児休業制度	有 ・ 無	② 所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置	有 ・ 無
----------	-------	-------------------------	-------

9 一般事業主行動計画の策定・届出かつ公表・周知の有無

有 ・ 無

10 同一事由による他の助成金等の受給状況（今回支給申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。）

区 分	設置費	運営費	増築費	過去5年間における保育遊具等購入費
地域求職者雇用奨励金	有 ・ 無	—	有 ・ 無	有 ・ 無
通年雇用奨励金	有 ・ 無	—	有 ・ 無	有 ・ 無
重度障害者等多数雇用モデル企業助成金	有 ・ 無	—	有 ・ 無	有 ・ 無
特例子会社等設立促進助成金	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
認可外保育施設運営支援事業による認可外保育施設への補助金	—	有 ・ 無	—	—
病院内保育所施設整備事業の補助金	有 ・ 無	—	—	—
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	—	有 ・ 無	—	—
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有 ・ 無	—	—	—
地域介護・福祉空間整備推進交付金	—	有 ・ 無	—	有 ・ 無
育児・介護費用等補助コース	—	有 ・ 無	—	—
事業所内保育施設環境づくり支援事業	—	—	—	有 ・ 無
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	有 ・ 無 [助成金等の名称]	有 ・ 無 [助成金等の名称]	有 ・ 無 [助成金等の名称]	有 ・ 無 [助成金等の名称]

11 下記項目に関し、申請事業主又は事業主団体について、該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
(1) 支給申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無	有 ・ 無
労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	(有 ・ 無)
(2) 支給申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有 ・ 無

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給決定通知書

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局長 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった事業所内保育施設設置・運営等助成金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 種類

2 支給決定番号

3 支給決定年月日 平成 年 月 日

4 支給決定金額 円

(注意事項)

- 1 次のいずれかに該当した場合は、事業所内保育施設設置・運営等助成金の返還を求めます。
 - (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
 - (2) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
 - (3) 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けた場合
 - (4) 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合（廃止に当たっては、事前に財産処分の承認申請手続が必要となります。）
- 2 事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給に関して、労働局長が必要と認め実施する調査又は求める報告に、協力してください。

事業所内保育施設設置・運営等助成金不支給決定通知書

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局長 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった事業所内保育施設設置・運営等助成金について、下記の理由により不支給とすることに決定いたしましたので通知します。

記

1 種 類

2 理 由

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給停止決定通知書

年 月 日

殿

〇〇労働局長

印

年 月 日付けで、事業所内保育施設設置・運営等助成金の不支給決定（支給決定取消・返還）の通知をした下記1の助成金について、下記2の理由により、本日から3年間、下記3の事業所に係る事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給を停止することを決定したので通知します。

なお、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金についても、同期間支給が行われないこととなります。

記

1 助成金の種類

2 支給停止の理由

3 支給停止となる事業所名

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給決定取消・返還通知書

平成 年 月 日

殿

〇〇労働局長 印

平成 年 月 日付けをもって、貴殿に対して行った事業所内保育施設設置・運営等助成金の支給決定については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

取り消しに係る事業所内保育施設設置・運営等助成金については、下記により返還してください。

記

1 種 類

2 取り消し理由

3 返 還 額

4 返 還 の 方 法 指定する口座への振込
(指定口座)

5 返 還 期 限 平成 年 月 日

様式例

委 任 状

平成 年 月 日

事業主 住所 〒

名称

氏名

印

私は、下記2の者を代理人と定め、下記1に規定する権限を委任する。

記

1 権 限 育児・介護雇用安定等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金助成金）の支給に係る事務に関する一切の権限（ただし、助成金の代理受領を除く。）

2 代理人 住所

氏名

代理人が使用する印鑑

印

注：助成金の支給申請の際には、申請窓口に委任状の写しを提出してください。